（不要財産に係る国庫納付について）

（単位：百万円）

(1)	不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類	現金及び預金 （長寿・子育て・障害者基金勘定利益剰余金）	土地 （公庫総合運動場）	土地及び建物 （千里山田宿舎）
	帳簿価額	2,329	559	15
(2)	不要財産となった理由	独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成22年法律第37号）の施行に伴い、改正前の独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）第23条に規定された基金が不要となり、当該基金から生じた利益剰余金についても不要となったため。	独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月７日閣議決定）の「各独立行政法人について講ずべき措置」において、「公庫総合運動場を国庫納付する」こととされたため。	独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月７日閣議決定）の「各独立行政法人について講ずべき措置」において、「宝塚宿舎ほかを国庫納付する」こととされたため。
(3)	国庫納付等の方法	現物納付（独立行政法人通則法第46条の２第１項）	現物納付（独立行政法人通則法第46条の２第１項）	現物納付（独立行政法人通則法第46条の２第１項）
(4)	譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額	—	—	—
(5)	国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額	—	—	—
(6)	国庫納付等の額	2,329	559	15
(7)	国庫納付等が行われた年月日	平成24年１月13日	平成24年１月30日	平成24年３月30日
(8)	減資額	—	579	34

（国庫納付及び資本金の減少について）

承継債権管理回収勘定は、独立行政法人福祉医療機構法附則第５条の２第６項～第８項並びに同法施行令附則第５条の２第２項～第６項において、平成24年７月10日までに国庫納付を行い、資本金及び利益剰余金を減少させることが定められております。

なお、平成23年度においては、380,919百万円を国庫納付し、資本金を314,091百万円、利益剰余金を66,827百万円減少させております。

（年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定について）

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）において、次のとおり記載されております。

講ずべき措置		実施時期	具体的内容
不要資産の国庫返納	政府出資金等	23年度以降実施	業務廃止後、年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定の不要資産（約58億円）を国庫納付する。

（心身障害者扶養保険責任準備金について）

心身障害者扶養保険責任準備金については、「独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定の方法について（平成20年３月28日社援発第0328068号厚生労働省社会・援護局長通知）」の記２に定める「将来の保険金収入の現価相当額」の算定に係る基礎数値の一部について、当事業年度より、当該通知の主旨により則したものに変更しています。

この変更により、臨時損失が2,430百万円増加し、当期純利益及び当期総利益がそれぞれ同額減少しています。

附　属　明　細　書

法人単位財務諸表と各勘定別財務諸表の関係を明らかにする書類

貸借対照表
（平成24年３月31日）

（単位：百万円）

科目	一般勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保貸付勘定	労災年金担保貸付勘定	承継債権管理回収勘定	承継教育資金貸付けあっせん勘定	法人単位
資産の部								
Ⅰ流動資産								
現金及び預金	2,458	347	67	280	129	1,981		5,264
買現先勘定	6,896	17,194			1,399			25,490